

掖大老総第1号  
令和2年3月16日

職員各位

施設長 池原 照幸

令和2年度介護職員の処遇改善及び介護職員等の特定処遇改善について

令和2年度の「介護職員処遇改善加算Ⅰ」の届出にあたり、介護職員処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善の内容については、前年度の支給内容を継続し実施します。

I 介護職員処遇改善計画について

1 介護職員処遇改善加算による収入金額について

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）による平成31年度の収入見込み額（年間）

平成31年1月～令和1年12月介護報酬実績は16,987,000として算出しました。

16,987,000円 A

2 処遇改善内容について

(1) 夜勤手当の改善額

平成21年4月より夜勤1回につき6,000円から8,000円に改定したことによる処遇改善額は、夜勤1回につき増額2,000円となり継続実施しています。

改善額（年間）を次式により算出しました。

$2,000 \text{円} \times 4 \text{人（介護職員の夜勤配置数）} \times 365 \text{日}$

2,920,000円 ①

(2) 本俸・勤務地手当の改定額

前年度の人事評価の成績により昇給・昇格を行い、給与月額（本俸と勤務地手当）の改定を行います。前年度からの収支赤字のため、一律の定期昇給は行いません。

年間予定額 765,600円（昨年と同額）

765,600円 ②

(3) 役職手当の支給

介護職員の地位の向上を目指して、平成26年度から介護士長のポストを設け、主任2名を配置していましたが、平成28年から副主任のポストを設け3名を配置し、平成30年から副主任を7名配置しました。役職者（10名）の役職手当合計額（1ヵ月）

は 200,000 円になります。

200,000 円×12 か月

2,400,000 円 ③

(4) 処遇改善手当の支給

昨年から実施している処遇改善手当として、今年度は 2,000 円増額し、毎月 20,000 円を支給（パートは常勤換算により計算）します。

20,000 円×40 人（介護職員の配置予定数）×12 か月

9,600,000 円 ④

(5) 年間合計額

①+②+③+④を合算して算出しました。

2,920,000 円+765,600 円+2,400,000 円+9,600,000 円（千円以下切り捨て）

15,685,000 円 ⑤

前項に付随する法定福利費の額

上記⑤に対する法定福利（※）にかかる年間の費用は、平成 31 年度決算見込みから 13.0%として算出しました。

15,685,000 円×13.%（千円以下切り捨て）

2,039,000 円 ⑥

（※）当施設の法定福利費には、社会保険料、雇用保険料、労働保険料、児童手当等の施設負担分を含みます

令和 2 年度の処遇改善所要見込額の合計は、⑤+⑥となり

15,685,000 円+2,039,000 円として算出しました。

17,724,000 円 B

(6) まとめ

以上のことから、令和 2 年度処遇改善見込み額総額（17,724,000 円 B）は処遇改善加算による収入見込み額（16,987,000 円 A）を上まわることになります。

## II 介護職員等特定処遇改善計画について

### (1) 介護職員処遇改善加算（I）による令和2年度の収入見込み額（年間）

平成31年1月～令和1年12月実績により算出しました。

8,781,360円 C

### (2) 特定処遇改善手当の支給対象

#### ①経験・技能のある介護職員（対象職員 22人）

令和2年3月現在、介護福祉士の資格を持った職員で、当施設での介護業務の実績が10年以上ある者、または当施設以外での介護業務実績を併せて10年以上ある者。

ただし、当施設以外の介護業務については所定の在職証明書が必要。

#### ②他の介護職員（対象職員 20人）

当施設に勤務する介護士（パート職員を含む）

#### ③その他の職員（対象職員 12人）

当施設に勤務する介護士以外の職員で令和1年所得が440万円以下の者（嘱託・パート職員を含まない）

### (3) 特定処遇改善手当の支給額

以下の①～③の職員に支給する1ヵ月当たりの支給額（1人あたり）

①経験・技能のある介護職員	20,000円（1年 240,000円）
②他の介護職員	10,000円（1年 120,000円）
③その他職員	5,000円（1年 60,000円）

### (4) 特定処遇改善加算手当の支給方法

介護報酬による加算算定月は令和2年4月～令和3年3月であるが、実際の入金は2ヵ月後の令和2年6月～令和3年5月となる。そこで、3ヶ月毎の支給とし、令和2年4月～6月分（3ヶ月分）は8月、7月～9月分（3ヶ月分）は11月、10月～12月分は令和3年2月、1月～3月分は令和3年5月に支給する。

なお、年度途中で入職したもので（2）の条件にあてはまる者は入職月（試用期間を除く）から支給対象とすることにし、年度途中で退職する者は、退職月で精算し翌月支払うこととする。

### (5) 特定処遇改善加算の支給見込み額

特定処遇改善加算の支給見込み額（1年間）

①経験・技能のある介護職員	240,000円×対象職員22人＝5,280,000円
②他の介護職員	120,000円×対象職員20人＝2,400,000円

③その他職員 60,000 円×対象職員 12 人＝ 720,000 円

④合計支給額 8,400,000 円

⑤これに関わる法定福利費見込み額（人件費の 13%）1,092,000 円

④+⑤ 特定処遇改善費の支給総額 9,492,000 円 D

(6) まとめ

特定処遇改善費の支給総額（9,492,000 円 D）は、特定処遇改善加算見込み額（8,781,360 円 C）を 710,640 円上回る支給となる。

### III 処遇改善額の調整について

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善換算」に係る収入見込み額はあくまでも概算です。収入額が顕著に増加した場合は、支給額も増加しますので、その差額を令和 3 年 6 月に精算し一時金として支給する予定にしています。